

政治資金監査の質の向上について（案）

～平成28年分収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の実施等について～

- 個別の指導・助言の対象となる登録政治資金監査人の総数は46人、総件数は71件（うち今回実施分 28人、39件）
- 対象者には、文書による指導・助言を実施するとともに、追加研修への参加を呼びかけ

1. 個別の指導・助言の実施

(1) 個別の指導・助言の実施の内訳（平成29年12月5日以降報告分）

個別の指導・助言の対象としたもの	個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数 （【 】は平成27年分）	(参考) 逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数 （【 】は平成27年分）
ア 政治資金監査報告書に係るもの	11人 【0人】	16件 【0件】 (2.8%) 【0%】
イ 収支報告書（支出に係る分に限る。）に係るもの	22人 【31人】	26件 【40件】 (4.5%) 【6.6%】
計	33人 【31人】	42件 【40件】
純計	28人 【31人】	39件 【40件】 (6.7%) 【6.6%】

注1 上記の内訳は、平成29年12月5日以降に都道府県選挙管理委員会（以下「都道府県選管」という。）等よりなされた報告を審議した結果、今回、個別の指導・助言を実施することとした対象者数等である。

2 【 】内の数値は、前回の平成27年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした取組において平成28年12月6日以降に都道府県選管等からなされた報告に基づく数値である。

3 個別の指導・助言の対象とした上記事例の収支報告書は、要旨の公表時には補正されている。

4 比率については、次の算式により算出している。

個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の逸脱等のある
政治資金監査報告書又は収支報告書の件数（39件）【40件】

要旨が公表された国会議員関係政治団体の平成28年分の収支報告書(定期分)の件数のうち、平成29年12月5日以降に報告のあった都道府県選管等に係るもの（580件）【603件】

5 「計」欄は、数値の単純な合計、「純計」欄は、一人（一団体）で複数の項目について報告があった場合の重複を除外した数値（以下同じ）。

(2) 個別の指導・助言の実施の内訳（平成29年報告分総数）

個別の指導・助言の対象としたもの	個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数 （【 】は平成27年分）	(参考) 逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数 （【 】は平成27年分）
ア 政治資金監査報告書に係るもの	14人 【3人】	30件 【5件】 (1.1%) 【0.2%】
イ 収支報告書（支出に係る分に限る。）に係るもの	38人 【46人】	45件 【56件】 (1.6%) 【2.0%】
計	52人 【49人】	75件 【61件】
純計	46人 【48人】	71件 【60件】 (2.6%) 【2.2%】

注1 上記の平成29年報告分総数とは、平成28年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象に都道府県選管等よりなされた報告に基づき、個別の指導・助言を実施することとした対象者数等である。

- 【 】内の数値は、前回の平成27年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした取組において都道府県選管等からなされた報告に基づく数値である。
- 個別の指導・助言の対象とした上記事例の収支報告書は、要旨の公表時には補正されている。
- 比率については、次の算式により算出している。

$$\frac{\text{個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数（71件）【60件】}}{\text{要旨が公表された国会議員関係政治団体の平成28年分収支報告書（定期分）の件数（2,734件）【2,786件】}}$$

(3) 個別の指導・助言の対象

都道府県選管等からの報告に基づき、収支報告書上の金額の不整合（計算誤り、表間不突合等）や、政治資金監査を適確に実施していないことが明らかであると考えられるような不備のあったもの等について、該当の登録政治資金監査人に対して、個別の指導・助言を実施する。

(4) 個別の指導・助言の手法

個別の指導・助言の対象となった登録政治資金監査人に対しては、文書により、政治資金監査マニュアルに基づき適確な政治資金監査を実施するよう注意喚起する。

(5) 個別の指導・助言の対象となった者への追加研修受講の呼びかけ

平成29年度第3回政治資金適正化委員会において、研修の受講機会の充実・強化を図ること等(※)を目的として、追加で研修を実施することとし、平成28年分の個別の指導・助言の取組において対象となった者に対しては、この追加研修への参加を直接呼びかけることとした。

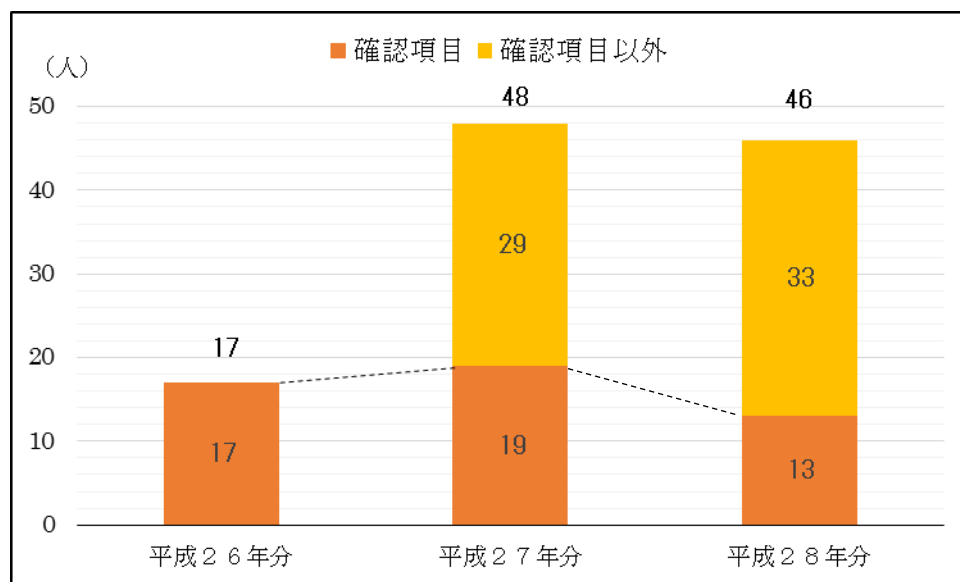
※ 平成28年分の取組で明らかになった誤りの事例を踏まえながら、政治資金監査において特に留意すべき点を重点的に解説し、平成29年分の収支報告書に係る政治資金監査の質の向上を図る。

これを踏まえ、平成29年12月4日までの都道府県選管等からの報告に基づき、平成29年度第4回政治資金適正化委員会において個別の指導・助言の対象とした者に対して、平成30年1月29日(月)及び3月26日(月)に実施する追加研修への参加を呼びかけた。

同様に、平成29年12月5日以降に報告があった事例に係る個別の指導・助言の対象者に対しても、平成30年3月26日(月)に実施する追加研修への参加を文書により呼びかけることとする。

2. 個別の指導・助言の対象者数の推移

平成26年分からの3年間における個別の指導・助言の対象者数の推移は、次のとおりとなっている。



注1 上グラフは、都道府県選挙管理委員会等よりなされた報告に基づき、個別の指導・助言を実施することとした対象者数の推移を示す。

2 平成26年分については、当委員会から示した「確認項目」に該当するもののみを個別の指導・助言の対象としていたが、平成27年分の取組から、都道府県選管等より任意で報告のあったもの(「確認項目以外」)についても個別の指導・助言の対象とするなど、対象範囲を拡充している。

3. 個別の指導・助言に係る取組結果の周知等

今回の取組の結果については、政治資金監査の質の向上に寄与するよう、委員会ホームページでの周知に加え、次のような方法により関係者に対して周知を図ることとする。

- (1) 登録政治資金監査人に対する周知
登録時研修を修了したすべての登録政治資金監査人に対する周知文書の送付
- (2) 関係士業団体に対する周知
会員である登録政治資金監査人への周知について協力を依頼
- (3) 都道府県選管に対する周知
個別の指導・助言の対象とした事例等について情報提供等
- (4) フォローアップ研修における対応
主な逸脱事例等について平成30年度のフォローアップ研修テキストで取り上げ、研修参加者に重点的に説明